

山梨県考古博物館協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、博物館法第20条、山梨県附属機関の設置に関する条例（以下「条例」という。）及び山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則（以下「規則」という。）に定める山梨県考古博物館協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、山梨県立考古博物館（以下「館」という。）の運営に関し、館長の諮問に応じ、中・長期的な課題等について調査・審議するとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

(組織)

第3条 協議会を構成する委員は、条例第4条別表第1の定めに従い15人以内とする。

2 前項15人のうち2人は公募委員とし、公募委員選考委員会要領により開催される公募委員選考委員会で選考する。

3 協議会を構成する委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者
- (5) 観光分野の関係者

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員の辞職等により新たに委員を補充したときは、その委員の任期は前委員の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げないが、原則一度限りとする。ただし、協議会の所掌事務に関し特に専門的な知識経験等を有する者又は協議会の所掌事務に密接な関連を有する団体を代表する者が当該委員以外に得難い等特別の事情がある場合は、この限りではない。

(会長等)

第5条 規則第4条の規定により、協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選によりこれを定める。

3 会長及び副会長の任期は、2年とする。

4 会長及び副会長の再任は、妨げないものとする。

5 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

7 会長及び副会長は事務局が作成する議事録を確認し、必要に応じ修正等の指示を行うものとする。

(会議)

第6条 協議会は会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、必要に応じて書面またはオンラインによる開催とすることができる。

3 協議会は、毎年2回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、この限りではない。

4 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

5 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(傍聴)

第7条 協議会は、会長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 協議会の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(議事録)

第8条 協議会の議事録はこれを作成し、公開する。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、館に置く。

2 事務局に、事務局長及び事務局員若干名を置く。

3 事務局長は、館長をもって充てる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本協議会の運営等に関して必要な事項は、会長がこれを定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。